

処理場設工認（アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）技術基準規則への適合性について

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部

		項	号	要求事項	評価の必要性の有無 (申請書)	適合性の説明 (申請書)	適合性の説明 (案)
第1条	適用範囲			省略	-	-	-
第2条	定義						
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設						
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持						
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	1	-	試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	無	施設（建家）そのものの支持に関する条項のため該当なし	今回申請の設備を設ける第2廃棄物処理棟は、既認可で十分に支持することができる地盤に設置していることを確認しており、今回申請の設備は、その設計を変更するものではないため、該当しない。
第6条	地震による損傷の防止	1	-	試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	無	地震により公衆に放射線影響を及ぼす施設に対する条項のため該当なし	今回申請の設備を設ける第2廃棄物処理棟は、既認可で耐震Cクラスを確認しており、今回申請の設備は、既認可の建家の設計を変更するものではない。また、今回申請の設備は、軽量な閉止板等であり、閉止措置により配管の耐震強度に影響を与えるものではないため、該当しない。 放射性廃棄物処理場には耐震重要施設はないため、該当しない。
		2	-	2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。			
		3	-	3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。			
第7条	津波による損傷の防止	1	-	試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	無	津波が到達する施設に対する条項のため該当なし	今回申請の設備を設ける第2廃棄物処理棟には、放射性廃棄物処理場として考慮すべきL2津波は到達しないことを確認しており、建家の設計を変更するものではないため、該当しない。
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	1	-	試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	無	自然現象及び人為事象により影響を受ける施設に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、第2廃棄物処理棟建家内に設けるものであるため、該当しない。なお、閉止フランジにて閉止措置を行うLPG配管については、建家の外部に設置されているが、放射性物質を含まず、使用停止により内部にLPGが存在しないことから、施設の安全性を損なうおそれはない。 放射性廃棄物処理場には原子炉はなく、原子炉を船舶に設置するものではないため、該当しない。
		2	-	試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。			
		3	-	試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。			
		4	-	試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。			
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	1	-	試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	無	施設の外殻、出入口の施錠、不正アクセス等に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、工場又は事業所に既に設定された人の侵入防止措置や不正アクセス防止措置等のシステム設計を変更するものではないため、該当しない。

処理場設工認（アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）技術基準規則への適合性について

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部

		項	号	要求事項	評価の必要性の有無 (申請書)	適合性の説明 (申請書)	適合性の説明 (案)	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	1	—	試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。ただし、試験炉許可基準規則第十五条第一項ただし書の規定の適用を受ける臨界実験装置に係る試験研究用等原子炉施設にあっては、試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有することを要しない。	無	原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場には原子炉はなく、反応度の制御、異常な過渡変化時の出力制御機能等は必要ないため、該当しない。	
			2	船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。			今回申請の設備は、船舶に設置するものではないため、該当しない。	
第11条	機能の確認等	1	—	試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。		原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場には原子炉はなく、原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理は必要ないため、該当しない。	
第12条	材料及び構造	1	—	試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。 二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものでなければならない。	無	クラス3の設備であることから対象外	今回申請の設備を設置する配管は、クラス3の設備であるが、設備の使用停止又は上流側の弁を常時閉とすることにより、放射性物質の漏えいのリスクが十分低減されることから、今回申請する設備を安全性を確保する上で重要なものに位置付ける必要はないため、該当しない。	
			2	—			試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。	今回申請の設備のうち、放射性物質を取り扱うものは、処理設備の使用停止又は閉止箇所の上流側に設ける耐圧試験（施設建設時の使用前検査等）に合格した弁で系統を仕切ること、今回申請の設備に圧力が作用しないことから、今回申請の設備に対して耐圧試験又は漏えい試験を行う必要はないため、該当しない。
			3	—			試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	今回申請の設備は、原子炉施設に属する容器ではなく、放射性廃棄物処理場には中性子照射を受ける設備もないため、該当しない。
第13条	安全弁等	1	—	試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない。	無	原子炉に関する条項のため該当なし	今回申請の設備を設ける配管は、圧力が過度に上昇することはなく、安全弁等を設ける必要はないため、該当しない。	

処理場設工認（アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）技術基準規則への適合性について

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部

		項	号	要求事項	評価の必要性の有無 (申請書)	適合性の説明 (申請書)	適合性の説明 (案)
第14条	逆止め弁	1	—	放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	無	原子炉に関する条項のため該当なし	今回申請の設備を設ける配管は、放射性廃棄物を廃棄する設備へ放射性物質を含まない流体を導く管ではなく、逆止め弁を設ける必要はないため、該当しない。
第15条	放射性物質による汚染の防止	1	—	試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	無	放射性物質による汚染の防止に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場には原子炉はなく、通常運転時における放射性物質を含む流体の漏えい対応等は必要ないため、該当しない。
		2	—	試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。			今回申請の設備には安全弁等はない（第13条参照）ため、該当しない。
		3	—	試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。			今回申請の設備は、排水路や施設内の床等について施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。
		4	—	試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。			今回申請の設備は、建物の内部の壁、床等について施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。
第16条	遮蔽等	1	—	試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイライン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	無	遮蔽設備、遮蔽性能に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、遮蔽設備等について施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。
		2	—	工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。 二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。 三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。			
第17条	換気設備	1	—	試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。 三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	無	換気設備に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、換気設備について施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。
第18条	適用			省略	—	—	—

処理場設工認（アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）技術基準規則への適合性について

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部

		項	号	要求事項	評価の必要性の有無 (申請書)	適合性の説明 (申請書)	適合性の説明 (案)
第19条	溢水による損傷の防止	1	—	試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢いつ水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	無	溢水の影響により、施設の安全性を損なうおそれがある施設への溢水防護に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場は、溢水の発生により閉じ込め機能を維持する設計としており、今回申請の設備は、これらの設計に影響を与えるものではないため、該当しない。
			—	試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。			今回申請の設備は、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための措置に該当するものではなく、管理区域外への漏えい防止に関する設計に影響を与えるものではないため、該当しない。
第20条	安全避難通路等	1	—	試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	無	避難経路、避難用照明等に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、避難経路、避難用照明等に関する設計に影響を与えるものではないため、該当しない。
第21条	安全設備	1	1	安全設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	無	第四号以外は、原子炉に関する条項であり、第四号は、火災防護の条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場には安全設備はなく、放射性廃棄物処理場の安全施設は各原子炉施設とは独立しており、今回申請する設備は、共用又は相互に接続するものではないとする既許可の設計に影響を与えるものではないため、該当しない。
			2	第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。			放射性廃棄物処理場には安全設備はなく、放射性廃棄物処理場には、安全機能の重要度が特に高い安全機能もないため、該当しない。
			3	安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。			放射性廃棄物処理場には安全設備はなく、今回申請の設備は、既許可の設計に影響を与えるものではないため、該当しない。
			4	火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。 ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。 ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。			放射性廃棄物処理場には安全設備はなく、今回申請の設備は、火災防護に関する既許可の設計に影響を与えるものではないため、該当しない。
			5	前号口の消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。			
			6	蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。			放射性廃棄物処理場には安全設備はなく、今回申請の設備は、既許可の設計に影響を与えるものではないため、該当しない。

処理場設工認（アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）技術基準規則への適合性について

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部

		項	号	要求事項	評価の必要性の有無 (申請書)	適合性の説明 (申請書)	適合性の説明 (案)
第22条	炉心等			省略	無	原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場に原子炉はないため、該当しない。
第23条	熱遮蔽材等						
第24条	一次冷却材						
第25条	核燃料物質取扱設備						
第26条	核燃料物質貯蔵設備						
第27条	一次冷却材処理設備						
第28条	冷却設備等						
第29条	液位の保持等						
第30条	計測設備						
第31条	放射線管理施設	1	一	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	無	放射線管理に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、放射線管理設備の施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。
第32条	安全保護回路			省略	無	原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場に原子炉はないため、該当しない。
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統						
第34条	原子炉制御室等						

処理場設工認 (アスファルト固化装置等の配管等閉止措置) 技術基準規則への適合性について

		項 号	要求事項	評価の必要性の有無 (申請書)	適合性の説明 (申請書)	適合性の説明 (案)
第 35 条	廃棄物処理設備	1	1 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備 (放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。) が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	有 第 1 項 第 6 号	別添 - 1 に示すとおり 別添 - 1 第 3 5 条第 1 項 6 号に適合させるため、第 2 廃棄物処理棟に設ける排水槽のうち、液体廃棄物 A 用排水槽及び液体廃棄物 B 用排水槽について、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないよう、使用停止とする廃液貯槽・II - 2 へ接続する配管を閉止する設計としている。	今回申請の設備は、放射性廃棄物を廃棄する能力について施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。
			2 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。			今回申請の設備は、放射性廃棄物を廃棄する設備と放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備の区別について施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。
3 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	今回申請の設備は、化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないとする施設時からの設計に影響を与えるものではないため、該当しない。					
4 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	今回申請の設備は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備について施設時からの設計を変更するものではないため、該当しない。					
5 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	別添 - 1 に示すとおり					
6 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	別添 - 1 第 3 5 条第 1 項 6 号に適合させるため、第 2 廃棄物処理棟に設ける排水槽のうち、液体廃棄物 A 用排水槽及び液体廃棄物 B 用排水槽について、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないよう、使用停止とする廃液貯槽・II - 2 へ接続する配管を閉止する設計としている。					
7 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	別添 - 1 第 3 5 条第 1 項 6 号に適合させるため、第 2 廃棄物処理棟に設ける排水槽のうち、液体廃棄物 A 用排水槽及び液体廃棄物 B 用排水槽について、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないよう、使用停止とする廃液貯槽・II - 2 へ接続する配管を閉止する設計としている。					
		2	液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備 (液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。) が設置される施設 (液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。) は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。 二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物はその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰せきが設けられていること。 三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰せきが設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。		今回申請の設備は、液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分について既許可の設計に影響を与えるものではないため、該当しない。	

処理場設工認（アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）技術基準規則への適合性について

		項	号	要求事項	評価の必要性の有無 (申請書)	適合性の説明 (申請書)	適合性の説明 (案)		
第36条	保管廃棄設備	1	一	放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。 三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	無	保管廃棄設備に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、保管廃棄設備の既許可の設計を変更するものではないため、該当しない。		
				2				一	固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。
				3				一	前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。
第37条 第38条 第39条	原子炉格納施設 実験設備等 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止			省略	無	原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場に原子炉はないため、該当しない。		
第40条	保安電源設備	1	一	試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	無	原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場には保安電源設備はないため、該当しない。		
				2				一	試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。
				3				一	試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。
第41条	警報装置	1	一	試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	無	濃度及び線量の上昇、漏えい等発生時に警報する装置に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、放射性物質の濃度や線量当量の著しい上昇又は液体廃棄物の著しい漏えいを検知し警報する設備について既認可の設計を変更するものではないため、該当しない。		
第42条	通信連絡設備等	1	一	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	無	事故発生時等に使用する通信連絡設備等に関する条項のため該当なし	今回申請の設備は、事故発生時等に使用する通信連絡設備等に関する設計に影響を与えるものではないため、該当しない。		
				2				一	工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。
第43条 ～ 第52条	研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設			省略	無	研究開発段階原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場は、研究開発段階原子炉ではないため、該当しない。		
第53条 ～ 第59条	ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設			省略	無	ガス冷却型原子炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場は、ガス冷却型原子炉ではないため、該当しない。		
第60条 ～ 第70条	ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設			省略	無	ナトリウム冷却型高速炉に関する条項のため該当なし	放射性廃棄物処理場は、ナトリウム冷却型高速炉ではないため、該当しない。		
第71条	雑則			省略	一	一	一		